

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の様式

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有・無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細						
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無		有・無		事業年度	控除未済外国税額等 <sup>⑮</sup>	当期控除額 <sup>⑰</sup>	翌期繰越額 <sup>⑰-⑱</sup>			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算				・	円	円				
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑦) <sup>①</sup>	円		・	道民 府 県 税		/	円		
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) <sup>②</sup>			・	市 民 町 村 税					
	計 ①+② <sup>③</sup>			・	道民 府 県 税					
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑦又は同表の①+同表の②+ 同表の③) <sup>④</sup>			・	道民 府 県 税		/	円		
	外国税額のうち④の額を超える額は 上段に、④と⑥の合計額を超える額は 下段に <sup>⑤</sup>			・	市 民 町 村 税					
	道府県民税の控除限度額 (別表1の④) <sup>⑥</sup>			・	道民 府 県 税					
	市町村民税の控除限度額 (別表1の⑤) <sup>⑦</sup>			・	市 民 町 村 税					
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳は上段に、㉑は下段に) <sup>⑧</sup>	(イ)	(ロ)	・	道民 府 県 税					
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) <sup>⑨</sup>			・	市 民 町 村 税					
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) <sup>⑩</sup>	(イ)	(ロ)	・	道民 府 県 税					
⑩又は当初申告税額控除額 <sup>⑪</sup>	(イ)	(ロ)	計	道民 府 県 税						
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 <sup>⑫</sup>	(イ)	(ロ)	(イ)	市 民 町 村 税						
法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑧) <sup>⑬</sup>	(イ)	(ロ)	当期分	道民 府 県 税						
当期分として算定した法人税割額 <sup>⑭</sup> 若しくは ⑬又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦ -⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩ <sup>⑭</sup>			翌期繰越額計	道民 府 県 税						
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑭若しくは(⑪)+(⑫)+(⑬) のうち少ない額又は⑭及び⑮) <sup>⑮</sup>				市 民 町 村 税						
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細										
事務所又は事業所	名称	所在地	従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等 <sup>⑲</sup>	各都道府県ご とに算定した 法人税割額 <sup>⑳</sup>	各都道府県ご とに控除する 外国税額等 <sup>㉑</sup> 又は⑲のうち 少ない額	従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等 <sup>㉒</sup>	各市町村ご とに算定した法 人税割額 <sup>㉓</sup>	各市町村ご とに控除する外 国税額等 <sup>㉔</sup> 又は⑲のうち 少ない額
	特		人	円	円	円	人	円	円	円
別										
区										
以										
外	小	計		⑲				⑲		
特別区				⑲((⑲(イ)+⑲(ロ)+ ⑲(ロ))-⑲)				⑲((⑲(ロ)+⑲(ロ)+ ⑲(ロ))-⑲)		
合計				⑲	⑳	㉑		㉒	㉓	㉔
				控除未済繰 越額 <sup>⑲-㉑</sup>	⑳	㉑	控除未済繰 越額 <sup>㉒-㉔</sup>		㉓	㉔